

6-1. 事故情報記録装置（EDR）に係る基準（UN-R160 関係）

● 適用範囲

- 専ら乗用のように供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5t 以下の自動車（※）

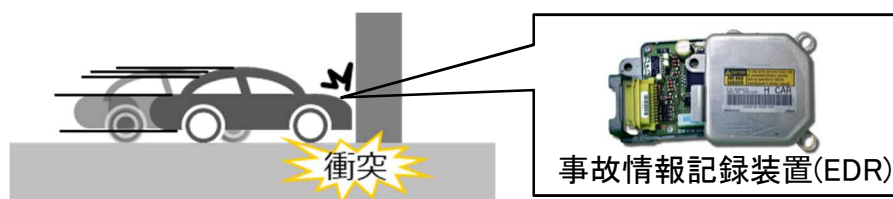
※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

● 改正概要

- 自動車の事故時に関する情報を記録することにより、車両安全対策の更なる強化など、事故時の情報の活用を促すため、「事故情報記録装置に係る国際規則（協定規則第 160 号）」が国連 WP.29 において新たに採択されたことを踏まえ、以下の要件を満たす**事故情報記録装置（EDR: Event Data Recorder）を備えなければならない**こととする。

<事故情報記録装置の主な要件>

- ① EDR を装備した車両は、
 - ・ 規定された情報（速度変化量、表示車速、加速度、シートベルト着用有無、ロール角等）
 - ・ 先進安全技術に関する作動情報（衝突被害軽減ブレーキ、自動操舵機能（ACSF）、事故自動緊急通報装置（AECS）等）※について、規定された仕様（記録時間範囲、精度及び時間分解能）に基づき、記録しなければならない。
- ② 少なくとも2つ（3つ※）の異なるイベントを格納しなければならない
- ③ 以下の条件のいずれかを満たした場合作動しなければならない。
 - ・ 縦方向又は横方向の速度変化が 150 ミリ秒以下の間隔で時速 8km 以上
 - ・ エアバッグ等が作動した場合 など
- ④ 記録データは、協定規則第 94 号、第 95 号及び第 137 号の各衝突試験時においても、情報が記録できなければならない。
- ⑤ EDR を停止させないこと。



● 改正時期（予定）

令和3年9月下旬

● 適用時期（予定）

新 型 車：令和4年7月（※印の要件の適用は、令和6年7月）

継続生産車：令和8年5月（※印の要件の適用は、左記（令和8年5月）と同じ）